

産業廃棄物処理計画書

2023年 4月17日

埼玉県知事 殿



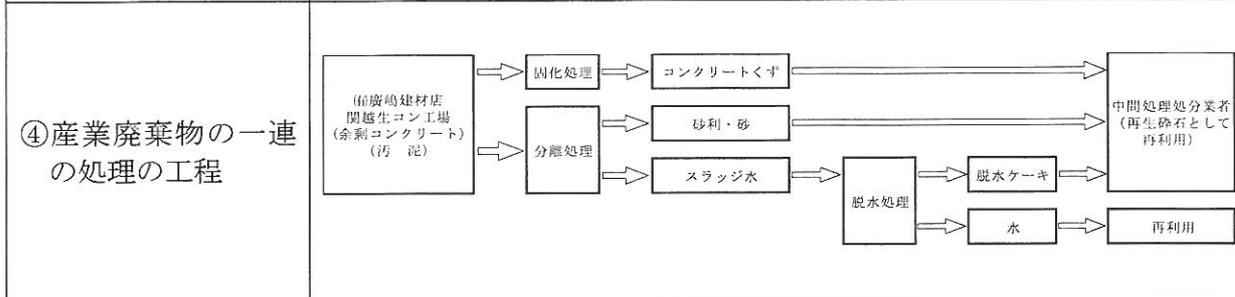
提出者  
住所 鶴ヶ島市脚折町一丁目5番30号  
氏名 有限会社廣嶋建材店  
代表取締役 廣嶋正夫  
電話番号 049-285-5100

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	有限会社廣嶋建材店 関越生コン工場
事業場の所在地	鶴ヶ島市脚折町5丁目3番43号
計画期間	2023年4月1日 ~ 2024年3月31日

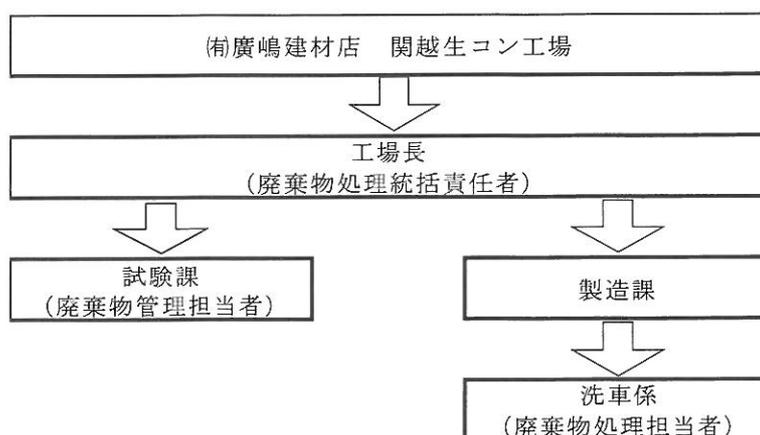
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類 E 製造業 中分類 21 窯業・土石製品製造業
②事業の規模	前年度の製造品生産量 95,000 m <sup>3</sup>
③従業員数	53 名



## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 2022 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	—
	排 出 量	1,960 t	— t
	(これまでに実施した取組)		
現場で余剰となるコンクリートを減らすため、顧客に適切な数量の注文を依頼し、残コンクリート、戻りコンクリートの低減を実施した。また、生コン協同組合が実施する現場で発生した戻りコンクリートの一部有償化制度を顧客に説明し、廃棄物の減少に努めた。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	—
	排 出 量	1,500 t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
現場で余剰となるコンクリートを減らすため、顧客に適切な数量の注文を依頼し、残コンクリート、戻りコンクリートの低減を実施する。また、生コン協同組合が実施する現場で発生した残コンクリートの一部有償化制度を顧客に説明し、廃棄物の減少に努めた。			

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 汚泥、コンクリートくずは、それぞれ種類別に保管場所を設置し、異種が混合しないよう分類して保管している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 汚泥、コンクリートくずは、それぞれ種類別に保管場所を設置し、異種が混合しないよう分類して保管する。

## (第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 2022 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	11,714 t	— t
	(これまでに実施した取組)  脱水処理装置により上澄水を回数し、生コンクリートの製造で練混ぜ水として再利用を実施した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	12,000 t	— t
	(今後実施する予定の取組)  脱水処理装置により上澄水を回数し、生コンクリートの製造で練混ぜ水として再利用を実施する。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 2022 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	11,714 t	— t
(これまでに実施した取組)  脱水処理装置の維持管理を徹底し、脱水能力の維持に努め、廃棄物量の削減を実施した。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	12,000 t	— t
(今後実施する予定の取組)  脱水処理装置の維持管理を徹底し、脱水能力の維持に努め、廃棄物量の削減を実施する。			

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 2022 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	— t
	(これまでに実施した取組) 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分した実績はない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	— t
	(今後実施する予定の取組) 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分する予定はない		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 2022 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	—
	全処理委託量	1,960 t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への処理委託量	1,960 t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 産業廃棄物の処分業務を委託する場合は、法の定める有資格業者に委託し、処理委託契約に基づき産業廃棄物管理票を用いて中間処理処分業者へ搬出を実施した。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	—
	全処理委託量	1,500 t	— t
	優良認定処理業者への 処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への 処理委託量	1,500 t	— t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>産業廃棄物の処分業務を委託する場合は、法の定める有資格業者に委託し、処理委託契約に基づき産業廃棄物管理票を用いて中間処理処分業者へ搬出を実施する。</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。